

公団住宅家賃値上げ見合わせに伴い国会決議の実現に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成20年12月17日

提 出 者

26番 桜井和実

12番 落合勝利

1番 やすえ清治

3番 橋本しげき

15番 松本清治

19番 寺山光一郎

武蔵野市議会議長 近藤和義 殿

公団住宅家賃値上げ見合わせに伴い国会決議の実現に関する意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「同機構」という。）は、公団家賃を市場家賃との均衡を図るとして、3年ごとに継続居住者の家賃改定を実施しており、2009年4月に改定が予定されていましたが、国土交通大臣からの要請があり当面延期することとなりました。

同機構法案成立時には、衆参両議院が一致して、付帯決議として「家賃の設定や変更が居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮」をもとめています。

しかしながら家賃改定のルールは、「近傍同種の家賃を上回らない」とするだけで、高齢者や子育て世帯などの居住の安定策を充分検討しないまま一方的に行われています。

今年9月に武蔵野市内におけるサンヴァリエ桜堤と武蔵野パークタウンの両団地で実施した生活実態アンケートでは、「家賃負担が重い」、「年金世帯や子育て世代には家賃負担が大きくこのままでは住み続けられない」との声が多く上がっており、家賃の引き下げと団地に住み続けることを多くの世帯が望んでいます。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対し下記事項について要望し、同時に同機構に働きかけることを要望いたします。

記

- 1 高家賃化を改め、高齢者世帯への家賃の減免制度を拡充し、子育て世帯が住み続けられるよう支援措置を実施し、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。
- 2 独立行政法人都市再生機構は、衆参両院の付帯決議を遵守し、高齢化と収入低下が著しい居住者の居住の安定を図るため、万全の措置を講じること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月 日

武蔵野市議会議長 近藤和義

内閣総理大臣 }
国土交通大臣 } あて

公団住宅家賃値上げ見合わせに伴い国会決議の実現に関する要望書

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

武蔵野市議会では、表題に関する陳情を審査の結果、採択しましたので、次のとおり要望いたします。

独立行政法人都市再生機構（以下「同機構」という。）は、公団家賃を市場家賃との均衡を図るとして、3年ごとに継続居住者の家賃改定を実施しており、2009年4月に改定が予定されていましたが、国土交通大臣からの要請があり当面延期することとなりました。

同機構法案成立時には、衆参両議院が一致して、付帯決議として「家賃の設定や変更が居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮」をもとめています。

しかしながら家賃改定のルールは、「近傍同種の家賃を上回らない」とするだけで、高齢者や子育て世帯などの居住の安定策を充分検討しないまま一方的に行われています。

今年9月に武蔵野市内におけるサンヴァリエ桜堤と武蔵野パークタウンの両団地で実施した生活実態アンケートでは、「家賃負担が重い」、「年金世帯や子育て世代には家賃負担が大きくこのままでは住み続けられない」との声が多く上がっており、家賃の引き下げと団地に住み続けることを多くの世帯が望んでいます。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対し下記事項について要望いたします。

記

- 1 高家賃化を改め、高齢者世帯への家賃の減免制度を拡充し、子育て世帯が住み続けられるよう支援措置を実施し、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。
- 2 独立行政法人都市再生機構は、衆参両院の付帯決議を遵守し、高齢化と収入低下が著しい居住者の居住の安定を図るため、万全の措置を講じること。

平成 20 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義